

開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、土屋正人教育長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○鈴木富美子議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

なお、浅野敏明議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、順次ご指名いたします。

浅野敏明議員の質問

○鈴木富美子議長 順位6番、議席番号11番、浅野敏明議員。

(11番浅野敏明議員登壇)

○11番 浅野敏明議員 おはようございます。

本日の質問は2つの項目になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速1番目の質問に入らせていただきます。都市計画法は1919年（大正8年）に制定され、戦後の経済成長を受け、1968年（昭和43年）に新たな都市計画法（新法）が制定されました。

新法では、国から地方公共団体への決定権限の移譲と正式な住民参加の導入とともに、都市拡張を制限するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分する線引き制度と開発許可制度が導入され、さらに市街化区域に用途地域指定を義務づけ、用地地域を9区分に細分化されました。

その後、1980年（昭和55年）の改正では、新たに再開発地区計画が加えられ、公共施設整備による規制緩和の提供と引換えに行うもので、従来の都市計画の概念が大きく変わりました。

1992年（平成4年）の改正では、市町村の都市計画の基本方針（都市計画マスタープラン）が導入され、住居系用途地域の規定が厳密になり、用途地域が12区分に細分化され、現都市計画法では13区分になっています。また、地方分権推進法に基づき市町村の都市計画審議会が法定化され、特別用途地区を市町村条例で決定できるようになりました。

2000年（平成12年）の改正では、準都市計画区域が創設され、1ヘクタール以上の開発許可が必要になるほか、立体都市計画制度が導入されました。

都市計画は、都市の未来の姿を想定し、規制や整備を行い、適正な発展を促すため、道路や公園などの都市施設を整備することや市街地の開発を進める計画を表します。

そのため、本市でも平成5年度に本市都市計画マスタープランが制定され、直近では2018年（平成30年度）に制定されています。

国土交通省では、都市計画は、社会経済情勢の変化を踏まえ適時適切な見直しが行われることが望ましく、都市の骨格を定める都市計画道路についてもコンパクトシティ・プラス・ネッ

トワークなどの都市の再構築の取組などを勘案しながら目指すべき都市構造と対応したものであるか再検証が求められるとしています。

まず、本市の都市計画の概要と課題について建設課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 おはようございます。

本市の都市計画については、昭和15年に都市計画区域として決定された後、浅野議員からありましたように法改正など踏まえた変遷がありまして、最終の区域変更を平成22年に告示し、現在の面積は約2,313ヘクタールとなっています。

人口減少や高齢化による生活サービス機能の確保や災害に強い市街地の形成などの諸課題に対しては、従来の都市計画のみならず都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度も活用しながら対応していく必要があると認識しております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 ただいま答弁でもありましたが、本市の都市計画区域は昭和15年に決定され、最終決定は平成22年になっています。この都市計画区域の変更は、新潟山形南部連絡道路のインターチェンジと生涯学習プラザ運動公園を都市計画区域に含めるため区域を拡大されたものだと思っています。

また、都市計画道路は、昭和51年に計画決定された桐町成田線やあやめ公園線、昭和55年に計画決定された成田駅中央線以外は昭和15年または昭和37年に計画されています。

都市計画道路のうち、整備率がゼロの未整備路線とその路線の計画決定年度について建設課長にお伺いします。

あわせて、都市計画道路や公園・緑地の計画区域に建築する場合の建築制限と許可する場合の条件等について建設課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 都市計画道路のうち、整備率ゼロの未整備路線は、昭和15年に都市計画決定した舟場谷地橋線、昭和55年都市計画決定の成田中央線の2路線です。

都市計画道路や公園・緑地として決定された区域で建築を行う場合は、将来の整備を円滑に進めるため都市計画法第53条第1項の規定により知事または市長の許可が必要となっています。

許可の基準としましては、2階以下で木造、鉄骨造など移転、除去が容易なものになります。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 山形県の都市計画でまとめられた表を見ますと、館野谷地橋線も整備率はゼロになってると理解しておりますが、そこは整備なってるんでしょうか。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 今ご指摘ありました館野谷地橋線でございますが、都市計画道路としての整備は確かに未着手で、整備はしていませんが、市道清水町1号線として道路の改良、道路の整備をしておりましたので、そういうところから都市計画道路の機能を現況幅員などがおおむね満たしているということで概成道路ということでこちらでは捉えているところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 館野谷地橋線については、花作町、中道地区の用途地域の一番西端に計画されてる道路だと理解しています。都市計画道路ではないんですが、一部整備されてるのは清水町や幸町の境界に位置する道路だと理解しています。

それから未着手の都市計画道路に建築する場合等については、先ほど説明ありましたが、こういった条件、本人はどういった確約、覚書等が必要なのか、その辺も含めて答弁お願いします。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 多分念書など必要かと思ひます。着手された場合は補償に依る等々の覚書や念書が必要になるかと思ひますので、そういった負担が伴うわけですね。

次に移らせていただきます。次に、用途地域の見直しについてお尋ねいたします。

用途地域を定める目的について建設課長にお伺ひいたします。

あわせて、直近で用途地域を見直した時期と概要について建設課長にお伺ひいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 用途地域を定める目的は、都市において無計画、無秩序な建築により生活環境の悪化や都市機能の低下を防ぐため、各地域を住居や商業、工業等の用途に区分するものでございます。それぞれの地域で建物を建てる場合には、建築物の用途制限、建蔽率及び容積率等に従って建てていただくことになります。

本市の用途地域は、昭和44年4月に指定し、その後、4回の変更を経て、現在は約564ヘクタールを指定しています。

直近の見直しは、平成13年5月、館町南地区に用途指定した変更になります。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次に、立地適正化計画についてお尋ねいたします。

本市のまちづくりは、中心市街地活性化基本計画を柱に、立地適正化計画を定め、都市計画事業として都市再生整備計画事業を進めてきています。今後もこの手法により都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、誘導するための手段として都市再生整備計画事業を実施していくものと理解しています。

立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づき策定する計画となっています。

本市では平成31年3月に策定し、令和5年2月に一部改定されています。

計画の目的として、コンパクトなまちづくりを進めるため都市機能を効果的に再整備し、その都市機能の周辺に居住を確保し、持続可能な幸せに暮らせるまちを目指しています。

本市の立地適正化計画の概要とまちづくりの課題について建設課長にお伺ひいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 都市計画マスタープランと立地適正化計画とは、それぞれ都市計画法、都市再生特別措置法という別の法律に基づくものでありますが、いずれも住民に最も身近な地方公共団体である市町村が地域に密着した見地から市町村が定める都市計画の方針を定めるものでございます。

その上で、都市計画法の都市計画は、規制を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するとともに、誘導策の基礎となるべきものです。

一方、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き、公共施設のみではなく、住宅及び医療、福祉、商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るための制度となります。

以上の趣旨に従って、本市では長井市都市計画マスタープラン、長井市立地適正化計画について策定を行っております。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次の質問の答弁までしていただきましたが、都市計画マスタープランの一部として立地適正化計画は捉えてよろしいのか、その辺もう一度伺ひます。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 相互に関連性はございますが、それぞれ別の趣旨で策定、制定をしているところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 立地適正化計画は都市計画マスタープランのアクションプランと私、理解してたんですが、全く別なものかのような答弁だったんですが、私は関連があると思いますので、なおその辺今後調査していただきたいと思います。

本市の立地適正化計画は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりと理解していますが、まちづくりの課題を解決するための施策について建設課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 本市では人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトなまちの形成と公共交通ネットワークの確保を図り、持続可能なまちづくりを目指してまいりました。第3期都市再生整備計画においては、「くるんと」や長井病院の整備、にぎわい創出事業などを具体事業化し、医療、福祉、教育、文化、商業等の生活利便性の維持向上などの施策に取り組んでまいりましたところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次に、都市機能誘導区域は、長井駅東側で徒歩圏内の800メートルを区域設定していますが、用途地域の整合性について建設課長にお伺いいたします。

あわせて、都市機能誘導区域は区域を定めることが目的ではなく、誘導することでコンパクトなまちをつくるのが目的であり、そのための規制や誘導するための施策が必要だと思いますが、建設課長のお考えをお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 立地適正化計画と都市計画における用途地域の整合という観点では、都市機能誘導区域は商業地域を包含し、商業地域外においても公共施設や長井病院等の都市施設を含んだ区域設定としており、整合性が取れているものと考えております。

都市機能誘導区域については、居住誘導に効

果的な施設の配置などコンパクトなまちの形成に必要な施設の誘導や事業の実施を見据えて国土交通省が示す手引に沿って設定しております。その区域において必要となる土地の確保、費用の補助、公共交通の確保などについて重点的に実施し、都市再生整備計画関連事業を含め誘導のための各種施策を実施してきたところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 例えば都市機能誘導区域内で建築する場合と区域外で建築する場合の届出が必要だと思いますが、どういった届出が必要か、どういった視点で誘導していくのかの説明をお願いしたいと思います。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 個人の住宅建築などの場合には特段の届出等は必要ございませんが、一定数のまとまった数の戸数の建築などの場合は届出が必要となっております。その際、おっしゃるとおり誘導区域のほうにしかるべき施設を建設していただきたいということで、指導と申しますか、時には勧告に近いようなこともできるとなっておりますが、あくまでお願いということで、こちら市の土地利用と申しますか、誘導施策に応じていただくようお願いをしているところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。

次に、居住誘導区域は、人口密度を維持することにより生活サービス機能やコミュニティ機能が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域と理解しています。

本市の居住誘導区域は、用途地域のうち、都市機能や居住地が集積している地域を設定していますが、一部浸水想定区域内に設定されています。

浸水想定区域における居住誘導区域の設定について建設課長のお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 居住誘導区域は、国道287号の西側に設定されていますが、最上川近くの一部は浸水想定区域に該当しています。原則3メートル以上の浸水が想定される区域を除外していますが、浸水深3メートル未満の区域については、2階建て家屋は3メートル以上あり、垂直避難により安全が確保できること、危険の事前確知や迅速な避難誘導等の対策により住民の安全確保が可能と考えて居住誘導区域に含めています。このエリアにはまちの成り立ちとして昔ながらのなりわいがありますし、住宅も密集していますので、居住誘導区域から除外することは必要以上に多くの市民の不安をあおることにもなりかねないと考えます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 3メートル未満についての区域を設定したということではありますが、垂直避難、2階に避難できるというような説明ですけれども、平家建ての届出があった場合は、それは2階建てにするような行政指導を行うのでしょうか。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 まずはこのエリアが浸水想定区域に指定されているということをご理解した上で建設していただくようなお話はさせていただいて、早めの避難準備ですとか、そういったところを心がけていただくようお願いをするということで、ソフト対策等もありますので、無理に2階建てをお願いするようなことではございません。あらかじめそういった地域であるということをご認識していただくようお願いをしていくということでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 浸水想定区域を理解していただくというようなことだと思います。

次に、また居住誘導区域の西側区域、花作町、

中道一帯ですけれども、第一種中高層住居専用地域や第一種低層住居専用地域があります。この住居専用地域は、良好な住宅環境を守るための地域として定められていますが、住居専用地域と居住誘導区域の相違点について建設課長にお伺いします。

あわせて、規制・誘導するための施策についてもお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 住居専用地域とは、用途地域で指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、それから第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の4つで、主に良好な住環境を守るために建築物の用途を制限しているものでございます。

一方で、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域とされており、制限と誘導で性質が異なるものです。

居住誘導区域は、用途地域内に設定することが原則となっていることから制度上のそごはないものと考えております。

今後も画餅に帰すことのないよう各計画を進めてまいります。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 第一種住居専用地域というのは、住環境的には適してる地域だという理解しておりますので、その辺も十分説明した上で理解をしていただきたいと思います。

ただいまお話ししました誘導区域内・外の判断は、ホームページでアップされている長井市立地適正計画で判断するには縮尺が小さ過ぎて、他の規制区域を含め難しいのではないかと思います。

今後、市民サービスの向上を図るため、統合型GISを活用して、都市計画区域、用途地域、都市機能・居住誘導区域、浸水想定区域などを

地図データとして、また都市計画道路を含め市道や除雪道路など道路データとして拡大図も含め住民誰もがインターネット配信により閲覧できるようにすべきだと思います。

現在は、紙ベースの都市計画図を含め、ほとんどが紙ベースの地図で判断しています。

スマートシティ長井として、今後は地図データや道路データをパソコン等で閲覧できるようにすべきではないかと思いますが、技術参与のお考えをお伺いします。

○鈴木富美子議長 青木邦博技術参与。

○青木邦博技術参与 長井市では今年度デジタル田園都市国家構想交付金、デジタルタイプ1を活用しまして、既存の統合型GISに公共施設や指定避難所、ハザードマップ、各種計画エリア等の情報を新たに整備した公開型GISを令和7年3月の運用開始を目標に現在進めているところでございます。

浅野議員からご質問ありましたもののうち、都市計画図を背景図としまして、都市計画の用途地域であったり、道路台帳図や道路網図といった道路情報、また浸水想定区域等の公開も予定しているところでございます。これによりましてパソコンやスマートフォンで誰もがいつでも行政と共有した地図情報を閲覧することが可能となり、住民や事業所の利便性が向上するとともに、正確かつ詳細な情報が共有されることにより問合せ等へのスムーズな対応や安全な避難行動、有効な土地利用などが期待されるところでございます。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。今後の進捗に期待したいと思います。

この質問の最後に、市長にお尋ねいたします。

現在の都市計画区域は、今泉地区と平野地区の区域を拡大するため、平成22年に都市計画区域の変更を行ったものです。

用途地域については、これまで都市計画法の

改正や新たな都市公園の追加などで一部変更がされてきていますが、長井南産業団地の整備に伴う工業専用地域として用途地域の追加を早期に変更すべきではないかと思います。

また、立地適正化計画における居住誘導区域と居住第一優先の区域である第一種中高層・低層居住専用地域の区別はなかなか難しいと考えます。

特に都市計画道路北台幸町線、いわゆる百間通りですが、その西側に位置するエリア、中道、花作エリアですけれども、台町も含め、一体とすべきではないかと思います。

一方、都市計画は、ほとんどが昭和15年度または昭和37年度に計画され、計画幅員の見直しなどで昭和63年度に計画変更されています。

当初計画されていた時代は、人口規模も右肩上がりの社会情勢の中で計画決定されたものであり、今後、持続可能なコンパクトなまちづくりを進める上で適切な都市計画の見直しを図るべきではないかと思います。

特に都市計画道路館野谷地橋線、用途地域の西端になります。

都市計画道路は、都市の骨格を定め、目指すべき都市構造と対応したものであることから、今後とも幹線道路としての位置づけは困難であり、都市計画道路館野谷地橋線の廃止を含め用途地域のエリアを見直すべきではないかと思えます。

今後の都市計画変更を含め、市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野議員からは、都市計画の見直しの必要性についていろいろご提言をいただきました。

議員おっしゃるように、最終的に骨格的なものは昭和63年に大体できて、それ以降は部分部分で変更を行ってきたということなんです、昭和63年、ちょうど高度経済成長から成熟経済、

あるいはそういった社会の状況の中で今後の見通しということで立てたものと思っておりますが、議員からもありましたように、まず一つは、予期せぬ状況というのが、ハザードマップが明らかになり、なおかつ5年ほど前にさらにそれは変わってきたと。100年に一度から1,000年に一度ということで、特に中心市街地の中央十字路から東側は、もうほとんど最悪の場合ですと5メートルの水位が想定されるということになってしまったと。ですから、昭和の時代はそんなこと全く考えてなかったというわけですし、あともう一方で、私ども都市計画というのは、ちょっと私も詳しいことは分かりませんが、あまり国道とか県道のことは触れてないわけですね。都市計画道路が県道で整備いただいたりとか、いろいろありますけれども、現在長井市は山形県内13市の中では最も交通の高速ネットワーク含めたアクセスが低い地域だと思っております。そういったことから、例えば中心市街地、都市計画の中を通るような新たな高速ネットワークというものを、時間はかかるかもしれませんが、そういったところも模索しなきゃいけない。

あわせて、少なくとも今後30年、50年は人口は減り続けるわけですから、その中で深刻なのは都市計画区域内、とりわけ中心市街地の中に空き家、空き地がどんどん増えてると。そういった中で都市計画の変更というのは、議員おっしゃるとおり、これはどこかの段階で全面的な見直しを考えるべきだと思っております。

ただ、現在の状況の中では議員からご指摘いただいた部分はしっかりと検討しながら考えていかなきゃいけないと。

なお、現在議員おっしゃるようにコンパクトシティ・プラス・ネットワークということで、私どもの場合は旧長井町、中央地区を中心市街地として、周りの5地区、旧5か村ですね、こちらについては小さな拠点ということで、長井

市は13市の中で一番コンパクトで非常に効率のいいまちだと思っております。ですから、そういったところなども踏まえて今後どうするか、そういう都市計画だけではなくて、市全体のこれからの大きな意味でのグランドデザイン、ビジョンというものを議員と議会とお話、意見交換しながらそういったものを、まず今後想定ですよね、50年後とか想定して、どういうふうなやり方で行っていくかというところを議論しなきゃいけないと思っております。

そんなことで中心市街地については、まずは失われた都市機能を充実させることが必要だということから、ご案内のとおり中心市街地活性化基本計画をつくったわけですね。これは面積が限られたんですね。残念ながら西側、線路から、フラワー長井線から西側も入れたかったんですが、それはかなわなかった。それでは大き過ぎて、中活の計画の認定には至らないということで、仕方なく、今考えると浸水地域もたっぷり入ってるわけですけども、そういうことになってしまったんですね。ですから、もともと都市計画の中と中活の計画の中となかなか整合性が取れてない部分があるし、あと昔考えてなかった小さな拠点みたいな考えもないわけですね。ぜひそんなことでこれからいろいろ検討しなきゃいけないと思いますので、引き続きご提言等お願いしたいと思っております。

都市計画の変更について3点ほど具体的なご意見をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、1点目は、長井南産業団地の整備に伴って工業専用地域として用途地域の変更が必要ではないかというようなご提言でございます。

これおっしゃるとおりなんですけど、用途地域を設定する目的として、用途に沿った建築物のみに制限するために定めるという側面があると考えております。

長井南新産業団地においては、市が開発・販

売を行いますので、なおかつ農振除外をした地域のみが開発できるものということで、意図しない事業者の参入を、建物が建つ可能性は低いものと考えております。

なお、産業団地に企業を集積することにより周辺地域においても誘発的に開発が進む可能性もございますので、その際は必要に応じ用途地域の変更を検討していかなきゃいけないんじゃないかなと。

今泉地区は、調整区域には入れてもらってるわけなんですけど、そこの工業地域だけを用途指定するというのもちょっといろいろ課題も残るのかなと考えてるところです。

2点目は、立地適正化計画における居住誘導区域と第一種住居、中高層・低層の住居専用地域の区別は難しいのではないかと。おっしゃるとおりで、特に都市計画道路北台幸町線の西側に位置するエリアは一体とすべきではないかというようなご質問、ご提言です。

用途地域における居住専用地域については、ご指摘のとおり良好な住環境を守るために建築物の用途を制限してるものです。現状、ご指摘の区域においては、多くの方が居住されており、現行の用途地域による建蔽率、容積率で住宅等を建てていただいておりますので、既存住宅との均衡を考慮し、かつ大規模な開発計画や開発圧力が高い地域ではないことから、変更については今の段階では慎重に検討していいのではないかなと考えております。その上で、都市機能の維持のため人口密度維持、確保する観点から居住誘導区域へ緩やかに誘導していく時系列的な取組が必要なのではないかと思っております。

最後、3点目でございますが、都市計画道路館野谷地橋線は、用途地域の西側に計画されているが、今後も幹線道路としての位置づけは困難であり、同線の廃止も含め用途地域の見直しをすべきでないかというようなご提言です。

この件については、特に中央地区の農業者の

皆様と意見交換などをしますと、非常に、定めてはあるんだけど、ほとんど、住宅等々が建つ見込みもないと。しかし、我々農業者としては、制限されてるので、非常に厄介だというようなお話も以前からいただいております。

都市計画道路は、長井市に限らず全国的に高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえると都市計画決定後長期間が経過し、その必要性に変化が生じております。

ご指摘の路線についても同様と考えておりますが、都市計画道路の見直しについては国、県でもガイドラインを策定しており、それに従い来年度以降都市計画道路全体の見直しに向けた検討をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 長年用途地域の区域は、ほとんどこの区域に設定されていますので、検討するいい機会だと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

2番目の質問に移らせていただきます。除雪体制の確保についてであります。

道路除雪体制が確立したのは、積雪寒冷地域における道路交通を確保するため、地域内の道路につき除雪や防雪などにより地域における産業の振興と民生の安定を図るため、昭和31年に積雪寒冷地特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法、雪寒法が設定になりました。それにより雪寒道路の除雪経費や除雪機械購入に対する補助制度が確立され、本市の除雪体制も徐々に整ってきたのではないかと思っております。

当時の積雪状況を見ますと、三八豪雪をはじめ、五二豪雪、五六豪雪、五九豪雪や六一豪雪など、頻繁に豪雪に見舞われていましたので、直営除雪をはじめ、建設業者を中心とした除雪業者による道路除雪体制が確立されてきました。

その後、直営除雪が廃止され、その除雪機械を除雪業者に貸与することにより、委託工区として除雪業者による道路除雪体制が確立されてきました。

しかし、その中でも数年に一度は例年より降雪が極端に少ない年もあったことから、オペレーターの待機補償として平成2年度頃から待機補償制度を設けたのではないかと思います。

その後、平成15年度に降雪による道路除雪出動基準を同一にし、市内生活道路の迅速かつ適切な機械除雪を実施するため、長井市除雪業務連絡協議会が発足し、長年冬期間における円滑な道路除雪が実施されてきていることはご案内のとおりです。

さらに、令和元年度からは、除雪車運行管理システムを導入することで除雪車の位置情報や出動状況を確認でき、迅速で効率的な運行や適切な除雪計画の見直しができるようになったのではないかと思います。

まず、今年度の道路除雪体制と昨年度除雪における課題について建設課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 昨年度の除雪でございますが、昨シーズンは降雪量が少なく、除雪の稼働日数が少ない年となりました。近年の暖冬傾向により市、除雪業者ともに降雪状況の見通しが難しく、また昨今の燃料費や資材の高騰もありまして、除雪経費や除雪車の維持管理の負担が増えていると認識しております。

また、建設業界全体の課題ではありますが、高齢化や人手不足により除雪オペレーターが減少しているため、除雪技術の継承も含め若手の人材確保、育成が急務と感じております。

降雪状況にかかわらず今年度も冬期間の道路交通確保に向けて、長井市除雪業務連絡協議会としっかり協議をしつつ除雪計画に基づき除雪体制を取ってまいりたいと思います。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 今年度は積雪状況どうなるか分かりませんが、ぜひ体制確保についてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、過去10年間における委託工区及び借り上げ工区の平均除雪費と最高、最少の年の除雪費について建設課長にお伺いします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 過去10年間の平均除雪経費は、委託工区で3,781万2,000円、借り上げ工区で2億5,417万円です。

最高額は、委託工区が平成26年度の5,908万円、借り上げ工区が平成29年度の5億887万6,000円です。

最少額は、委託工区が令和元年度の1,137万9,000円、借り上げ工区も令和元年度の4,321万1,000円です。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次に、過去10年間における早朝全工区出動平均日数と過去5年間における年ごとの出動日数について建設課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 過去10年間の全工区出動平均日数は21日です。

過去5年間の全工区出動日数は、令和元年度が1日、令和2年度が22日、令和3年度が31日、令和4年度が18日、令和5年度が5日となっています。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 直近3年間の早朝全工区出動時の除雪費と全除雪費に対する割合について建設課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 全除雪費に対する全工区出動時の除雪費の割合は、令和3年度が4億7,986万円に対して3億1,274万3,000円で65.2%、令和4年度が3億3,332万1,000円に対

して1億7,785万9,000円で53.4%、令和5年度が1億2,668万3,000円に対して5,365万4,000円で42.4%となっています。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 次に、待機補償費についてお尋ねします。

令和5年度における待機補償制度について建設課長にお伺いいたします。

あわせて、1時間当たりの待機補償額についてお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 先ほど浅野議員からもありましたように、令和5年度も引き続きオペレーターの確保のため人的補償として待機補償費を支出しました。

1時間当たりの待機補償費は5,010円で、特殊運転手の1時間当たりの労務単価を基に算出しています。この補償費に工区ごとの距離に応じた区分による補償時間を掛けまして、1日の待機補償費を算出しています。例えば1キロメートルから3キロメートル未満の工区ですと1日当たり7,515円、3キロ以上の工区は1万2,525円になります。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 この質問の最後に、市長にお尋ねいたします。

過去10年間の除雪費及び全工区出動日数を見ますと、令和元年度は記録的な少雪で、少ない雪であったことはデータからも把握でき、昨年度も元年に次ぐ少雪であったことが把握できたと思います。

除雪業者の課題として、除雪業務委託料は稼働時間に応じた支払いとなっています。多少の人件費の補償はありますが、除雪機械に係る経費は待機補償に含まれていないため、降積雪状況に大きく影響され、不安定な受託料となっています。

また、少雪でも稼働時間が少ない場合、除雪

機械の維持管理費が大きな負担となっているのではないかと思います。

さらに、道路除雪作業を行うためには熟知したオペレーターの確保が必要ですが、厳しい経営状況の中、人材確保のハードルは年々高くなっていると思います。

以上の課題を考慮し、少雪の年でも一定の費用を保障する稼働保障制度を新たに創設すべきではないかと思います。

山形県では、既に令和2年度から稼働保障制度を創設し、運用しています。

その内容としては、過去10年間の平均早朝全工区出動日数分の除雪費を保障費として計上するものです。

今後とも除雪体制の確保を図るため、新たな除雪受託業者に対する少雪に対応した稼働保障制度創設について最後に市長の見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 議員おっしゃるように、近年の異常気象、気候変動は、豪雨のみならず降雪にも顕著に表れております。

ここ10年間の出動状況からも、平成29年度が42回の全出動回数、この年は過去最大だったと思います。令和元年度は1回のみ、令和5年度も5回の全出動回数だったと、このぐらいばらつきがあるんですね。このようにその年によって数学的な統計や確率論で予測できないようなばらつきと、また令和3年のクリスマス寒波のように一晩で1メートル近い降雪により夕方から翌日午前中まで除雪しなければならないようなゲリラ的な降雪もあります。

除雪体制については、積雪状況にかかわらず万全な体制で建設業界のご協力を得て準備をしていくということは当然の責務と考えておりますが、近年の不安定な稼働状況から除雪業者の皆様からは長井市除雪業務連絡協議会を通して、特に借り上げ機械の整備費、機械部品等の維持

管理経費が非常に負担になっており、機械を手放さなければならなくなるような、そういった切実な声を寄せていただいているところです。

このような状況は私ども長井市のみならず全県的な問題となっており、議員おっしゃるとおり山形県では令和2年度に稼働保障制度を創設し、令和5年度に初めて運用したところです。この場合の山形県の稼働保障制度とは、10年間の、これも議員がおっしゃったとおり、平均稼働時間に対する経費を平均に満たない年度の場合に保障する制度ということでございますが、令和5年度その他市町村の状況では、待機補償料、これ人的補償のみや人的補償に機械補償を組み合わせたもの、稼働保障を行っている市町村など補償時間や単価もばらばらであり、どれ一つとして同じ市町村はないというのは現状でございます。もちろん地域性により降雪量や除雪台数によっても違いますが、ご承知のとおり除雪経費は一般財源で賄われており、行政としてもその対応に相当苦勞してる様子がかえります。

実は昨日、財政調整基金のご質問などもございましたけれども、この除雪を考えると、もう本当一般財源でよほどのことがない限り国のほうから支援というのは基本ないと。たしか平成29年の豪雪のときは、これは地元の国会議員の先生方がいろいろ動いていただいて、特別に数千万円、うち1億円までいただいてないと思うんですが、ということは特別にありました。ただし、通常は特交でお願いすると。ですから、実際どのぐらい見込んでいただいているか、分かんないという状況で、実は私どもも本当につらいんですね。これは建設業界あつての除雪できる体制ですから、その立場も考えて業界の皆さんにご協力いただけるようなそういう、それこそ持続可能な体制を取らなきゃいけないということなんです。この一般財源でしか賄うことができないというのが非常に厳しい状況です。

長井市でも従来の待機補償制度の見直しを図

り、業者負担の軽減と安定的な除雪機械やオペレーターの確保を目的として人的補償と機械経費の組合せや稼働保障との総合的なシミュレーションを図りながら令和6年度の除雪業務から適用させるべく現在最終的な調整を行っているところです。この制度については今後の降雪状況等を見ながら随時見直しを図っていく必要があると考えており、例えば気象変動により毎年数回の出勤しかないような状況になれば除雪機械を市側が全てリースして委託業務する等根本的な除雪体制の見直しを図っていく必要もあるのかなと考えておりまして、この辺はぜひ業界の皆様と腹を割って話をし、何とかこれからどうするかということと一緒に頑張って協力いただきながら検討してまいりたいと考えているところです。

○鈴木富美子議長 11番、浅野敏明議員。

○11番 浅野敏明議員 分かりました。今後、十分に検討していただきたいと思います。

先ほど建設課長から説明あったように、10年間の平均早朝除雪出動日数が21日なんですね。それに対して令和元年度が1回、令和5年度が5回ですか、そういったばらつきがありますので、最低限どの辺に定めるかは今後検討していただきたいんですが、先ほど一つの案として山形県の保障制度を提案させていただきましたが、長井市に合った保障制度を確立していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

平 進介議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位7番、議席番号13番、平 進介議員。

(13番平 進介議員登壇)